

部活動指導方針（案）

多度津高等学校

【部活動の目的】

学校における部活動は、学校教育の一環として行われており、スポーツや文化、科学等に関心をもつ生徒によって組織され、より高い水準の技能や記録等に挑戦する中で、その楽しさや喜びを味わったり、学級や学年を離れて仲間や教員等と密接に触れ合ったりすることにより、自主性、自発性、協調性、責任感、連帯感を育成するとともに、豊かな学校生活を経験することができる教育的に価値ある活動である。

本校では部活動を通じて、競技力の向上や技術の習得、知識の深化を生徒自らが追求し、活動を通じて人間として必要な力を磨くことを目的とする。

【部活動の計画】

- ①部活動担当教員（以下顧問）は年間及び毎月の活動計画を立て、校長に提出し承認を得る。
- ②年間計画は年度当初に提出し、変更がある場合は速やかに報告する。また、毎月の計画は前月20日を目標に提出する。ただし、4月は始業式までに提出するものとする。
- ③顧問は年間及び毎月の活動計画を部員及びその保護者に周知する。

【休養日および活動時間】

- ①学期中は、原則として週当たり1日以上以上の休養日を設ける。長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- ②1日の活動時間は、原則として平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とする。また、定期試験の一週間前から終了する日の前日までは、積極的に休養日を設けて学習時間を確保するように努める。

【部活動指導の留意点】

- ①活動は安全面への配慮を目的として、指導者（顧問、部活動指導員、外部指導者）立ち会いの下で行わなければならない。ただし、危険を伴わない活動においてはこの限りではない。
- ②指導者は、技術的な指導に係る内容はもちろん、生徒の心と体の健康面や望ましい集団づくりを心がけなければならない。
- ③指導者はいかなる場合においても体罰を行ってはならない。また、生徒の人間性や人格を否定するような発言や行為もしてはならない。
- ④指導者は救急対応マニュアルの内容を理解し、事故が発生した場合はそれに従って適切な対応をとる。

【その他】

部活動にかかる経費を保護者から徴収する場合は、保護者に事前に文書等で集金額とその用途を周知するとともに、活動実施後は決算報告を行う。また、年間の活動会計報告を年度末に校長に提出するものとする。